

四日市市上下水道局公告

(No. D013)

下記の業務について、次のとおり**条件付一般競争入札**を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第2条で準用する四日市市契約施行規則第23条の規定に基づき公告する。

令和7年11月21日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 四日市市公共下水道都市計画決定図書作成業務委託
- (2) 業務場所 四日市市 内一円
- (3) 業務概要 都市計画決定図書作成業務 一式

- (4) 委託期間 契約の日 から 令和8年3月13日 まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿(物品・業務委託)の「計画策定・コンサルティング」または四日市市請負工事入札参加資格者名簿の「土木関係コンサルタント」に登録されている者。

- (3) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けている期間がない者

- (4) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)に基づく排除措置を受けている期間がない者

- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者

- (6) 関係法令、規則等に違反していない者

- (7) 以下の実績を有する者
国、地方公共団体、公共法人及び国土交通省令で定める法人が発注し、平成27年度以降に完了した、人口30万人以上の都市計画決定図書作成業務(変更含む)を元請(単独又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る))として行った実績を有する者。

- (8) 以下の技術者を配置できる者
 - ・管理技術者 総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道)の技術士
 - ・照査技術者 上下水道部門(下水道)の技術士

ただし、配置予定技術者は、3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者とする。

技術士には、建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者で国土交通大臣が認定した「技術管理者」を含む。

照査技術者は、当該業務の管理技術者を兼ねることはできません。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

① 提出書類

(ア) 業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書 [様式1]

(イ) 企業の業務履行実績書 [様式2]

(ウ) 証明書類 上記(イ)の履行実績の業務内容が確認できる履行証明書又は契約書の写し、及び仕様書
(業務内容が確認できる分)等の書類

② 提出先 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局2階管理部総務課

③ 提出部数 1部

④ 提出期限 令和7年12月4日 (木) 午後 3 時まで (郵送の場合は必着とする。)

⑤ 提出方法 郵送または直接持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の審査結果通知等

① 入札参加資格が認められない者については、令和7年12月9日 (火) に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

② 入札参加資格が認められなかった者は、令和7年12月10日 (水) 午後 3時までに書面により、その理由について説明を求めることができる。

③ 上記②の規定により求められた説明については、令和7年12月11日 (木) までに書面で回答する。

4 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、令和7年12月4日 (木) 午後 3 時までに書面により申し出ることができる。質問の提出先は四日市市上下水道局管理部総務課とする。

(2) 質問に対する回答は、令和7年12月9日 (火) までに四日市市上下水道局管理部総務課及び四日市市上下水道局ホームページにおいて供覧する。

5 現場説明会

本業務における現場説明会は行わない。

6 入札保証金 免除

7 契約保証金 免除

8 入札の執行

(1) 日時 令和7年12月18日 (木) 午前 10 時 00 分
(2) 場所 四日市市上下水道局3階 入札室

9 入札条件

(1) 様式

入札書(四日市市上下水道局指定様式)

(2) 記載条件

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。再度入札の回数は、原則として1回を限度とする。

(4) 入札方法 本件は期間入札で行う。

10 期間入札について

(1) 期間入札とは

「期間入札」とは、入札書を特定の期間内に特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかにより郵送する方法又は直接持参する方法により提出して行う入札をいいます。

(2) 入札書の提出方法

①郵送の場合

・入札書の送付先
郵便番号 510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号 四日市市上下水道局 総務課行

・郵送方法

差出日・届いた日が追跡・証明できる郵便(特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれか)で郵送してください。

②持参の場合

・入札書の提出先

四日市市上下水道局総務課に直接持参してください。

・提出方法

同時に、所定の「期間入札関係書類受付票」に必要事項を記入の上持参し、上下水道局総務課で受付印をもらってください。この受付票は、開札が終わるまで保管してください。

(3) 入札書の到着期限

令和7年12月17日(水)まで(必着)

(4) 封筒記載事項

封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者(住所・氏名)をもれなく記載のうえ、「入札書在中」と表示すること。

封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いものは、無効とする。

11 次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。

(2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札。

(3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

(4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。

(※入札額と明細の合計額が一致しない場合を含む)

(5) 入札者が協定して行った入札。

(6) 入札に際して不正の行為があつた入札。

(7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付の記載のない入札。

(9) 再度の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。

(10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

12 本業務委託に係る予定価格の事前公表は行わない。

13 最低制限価格

本業務委託は最低制限価格を設けない。

14 その他

(1) 談合情報があつたときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

(2) この公告で定めるもののほか、本件入札の実施については、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱(平成22年四日市市告示第379号)及び入札参加者心得(平成19年10月1日制定)の定めるところによる。